

I 情報公開条例のあらまし

1 条例制定の背景及び理念

新たな時代に向けて地方分権が進展する中で、公正で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進により、開かれた都政を実現し、日本国憲法が保障する地方自治を確立していくことが求められている。

情報公開制度は、このような開かれた都政を推進していく上でなくてはならない仕組みとして発展してきたものである。東京都は、都民の「知る権利」が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識し、都民がその知ろうとする東京都の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層進めていかなければならない。

2 東京都における情報公開

「情報公開」とは、「行政機関等が保有する情報を住民等に提供するすべての制度及び施策」を指すといわれている。しかし、一般に「情報公開制度」といわれている制度は、「行政機関等が保有する情報を住民等の請求に応じて提供することを行政機関等に義務付ける制度」と定義される場合もある。このような狭い意味での「情報公開制度」は、本来「公文書開示制度」を指していると考えられるが、都においても「情報公開」を次頁の表のように広くとらえ、公文書開示制度をその中のひとつの制度として位置付けている。

したがって、「東京都情報公開条例」では、公文書開示制度について規定するほか、「情報公開の総合的な推進」という一章を設け、情報公表施策及び情報提供施策の拡充に関する都の責務を定めている。

このため、都は、公文書開示制度を適正に運用しなければならないのはもちろんのこと、併せて積極的に情報公表・提供を行い、都民等の情報に対するニーズに的確に応えていく必要がある。

【情報公開と公文書開示制度の関係】

情報公開		義務的な公開		任意的な公開
		住民等の請求によるもの	① 法令等に基づく証明書の交付、関係文書の閲覧等	② 公文書開示制度
開	住民等の請求によらないもの	⑤ 法令等に基づく義務的な情報公表		⑥ 公文書情報公開システムによる情報提供 ⑦ その他自主的な情報提供

[住民等の請求によるもの]

① 法令等に基づく証明書の交付、関係文書の閲覧等

例：「政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例」に基づく東京都知事や「政治倫理の確立のための東京都議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づく東京都議会の議員の資産等報告書の閲覧

② 公文書開示制度

条例に基づく開示請求

③ 公文書情報提供サービスによる情報提供

東京電子自治体共同運営電子サービスを利用して、依頼に応じて情報提供

④ 施設や窓口対応における情報提供

例：施設案内、事業案内、資料の提供や電話での対応

[住民等の請求によらないもの]

⑤ 法令等に基づく義務的な公表

例：地方自治法に基づく地方財政状況の公表、情報公開条例による義務的公表

⑥ 公文書情報公開システムによる情報提供

工事設計書などの情報提供依頼が多いもの、計画、附属機関の答申などで各局が公表

している情報等

⑦ その他自主的な情報提供

例：公式ホームページへの掲載、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信、パンフレット等の窓口への備え付け、広報紙の発行、行政資料の刊行、報道機関への資料提供等

3 東京都情報公開条例の概要

項 目	内 容
目的	<p>前文を設け、「都民の『知る権利』が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識し、…情報の公開を一層進めていかなければならない」としているほか、情報公開制度が憲法の保障する地方自治の本旨に即したものであることや、都が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにする制度であることなどを、目的規定に定めている。</p> <p>「知る権利」については、「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」の提言では「条例の文言として用いるだけの成熟性、法概念としての明確性に欠ける」とされていたが、この理念が情報公開制度に果たしてきた役割を改めて認識し、前文の中で明記したものである。</p>
実施機関	<p>平成12年7月に条例の一部改正を行い、公安委員会及び警視総監を実施機関に加えたことにより、全ての執行機関が条例の対象となった。また、平成16年12月に行った条例の一部改正において、都立大学等4大学が公立大学法人首都大学東京となることに伴い、都が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることとした。なお、議会については別に「東京都議会情報公開条例（平成11年東京都条例第4号）」が定められている。</p>
請求対象文書の範囲	<p>公文書の対象を「組織共用文書」とし、電磁的記録も例外なく対象とすることとしている。また、当該文書の作成日等にかかわらず、現に保有している公文書はすべて対象となる。</p>
適正な請求及び使用	<p>公文書の開示を請求しようとするものは、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、得た情報を適正に使用しなければならないとしている。</p>
請求権者の範囲	<p>平成29年6月に条例の一部改正を行い、何人も請求することができる規定に変更した。</p>
原則公開	<p>不開示情報が記録されている場合を除き、請求された公文書を「開示しなければならない」と規定し、原則公開の考え方を明確にしている。また、不開示とする情報は必要最小限の範囲に限定している。</p>
情報公開審査会・審議会	<p>開示決定等についての審査請求を審議する機関として、東京都情報公開審査会を設けている。</p> <p>また、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べるために東京都情報公開・個人情報保護審議会を設けている。</p>
情報の公表などに関する規定	<p>公文書開示制度とともに、情報の公表や提供の施策を充実し、情報公開の総合的な推進に努める必要があることから、開示請求を待つことなく、都民が都政に関する正確でわかりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の積極的な公表・提供を進めることとしている。</p>
出資等法人及び指定管理者の情報公開	<p>都が出資その他の財政支出等を行う法人（出資等法人）や都の公の施設を管理する指定管理者に対し、情報公開に努める責務を課すとともに、実施機関にも、出資等法人や指定管理者が情報公開に努めるよう指導する責務を定めている。</p>

4 東京都情報公開条例の経過・動向

- 昭和59年10月 「東京都公文書の開示等に関する条例」が公布される。
- 昭和60年4月 上記条例が施行され、情報公開制度が開始される。
- 平成9年8月 施行から12年が経過し、条例全体を見直すこととなり、「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」を設置した。
- 平成10年9月 上記懇談会は、現行制度の問題点、情報公開に関する訴訟の結果、国や他の地方自治体の状況等を踏まえ、約1年にわたる検討を行い、提言を取りまとめて知事に提出した。
- 平成11年3月 上記懇談会からの提言を踏まえ、「東京都公文書の開示等に関する条例」の全部を改正した「東京都情報公開条例」が、平成11年第1回東京都議会定例会において可決される。
- 平成12年1月 上記条例が施行される。
- 平成12年3月 地方分権一括法の施行による地方自治法の改正に伴い、関連する規定を整備することを内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成12年第1回東京都議会定例会において可決される。
- 平成12年4月 上記一部改正条例が施行される。
- 平成12年7月 (1)実施機関に公安委員会及び警視總監を加えること、(2)行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）等との均衡を図ること、(3)中央省庁等改革関係法施行法の制定に伴い、法令秘情報の非開示規定のうち国の行政機関の定義を改めること、を内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成12年第2回東京都議会定例会において可決される。
- 平成13年1月 上記一部改正条例の一部（国の行政機関の定義）が施行される。
- 平成13年3月 地方自治法施行令の改正により、都道府県公安委員会に附属機関を設置すること及び他の執行機関の附属機関に諮問することが可能となったことに伴い、公安委員会及び警視總監を情報公開審査会及び情報公開・個人情報保護審議会の審議の対象とすることを内容とする上記一部改正条例の一部を改正する条例が平成13年第1回東京都議会定例会

	において可決、施行される。
平成13年 4 月	平成12年 7 月の一部改正条例の一部(法律の規定により情報公開法が適用されない書類等を条例の適用除外とすること)が施行される。
平成13年10月	平成12年 7 月の一部改正条例のうち施行されていない部分が施行される。
平成14年 3 月	ビデオテープ等の開示方法に関すること(「視聴」のみとしていた規定を削除する等)、東京都情報公開・個人情報保護審議会に関すること、を内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成14年第 1 回東京都議会定例会において可決される。
平成14年 4 月	上記一部改正条例の一部(ビデオテープ等の開示方法)が施行される。
平成14年 8 月	上記一部改正条例のうち施行されていない部分が施行される。
平成14年10月	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う情報公開法の一部改正に併せて、独立行政法人等及び日本郵政公社を国及び地方公共団体と同様に取り扱うとすることを内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成14年第 3 回東京都議会定例会において可決、一部(独立行政法人等に係る改正)施行される。
平成15年 3 月	公文書の開示請求を、開示請求書を提出する方法のほか、インターネットを利用して請求する方法により行うことができるようにすることを内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成15年第 1 回東京都議会定例会において可決される。
平成15年 4 月	平成14年10月の一部改正条例のうち施行されていない部分が施行される。
平成15年 6 月	平成15年 3 月の一部改正条例が施行される。
平成16年12月	(1)都立大学等 4 大学が公立大学法人首都大学東京となることに伴い、都が設立した地方独立行政法人を実施機関とすること、(2)指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者は情報公開に努める旨の規定を設けること、(3)情報公開審査会及び情報公開・個人情報保護審議会

に関する事、(4)労働組合法の改正に伴い、実施機関である地方労働委員会を労働委員会に改める事、を内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成16年第4回東京都議会定例会において可決される。

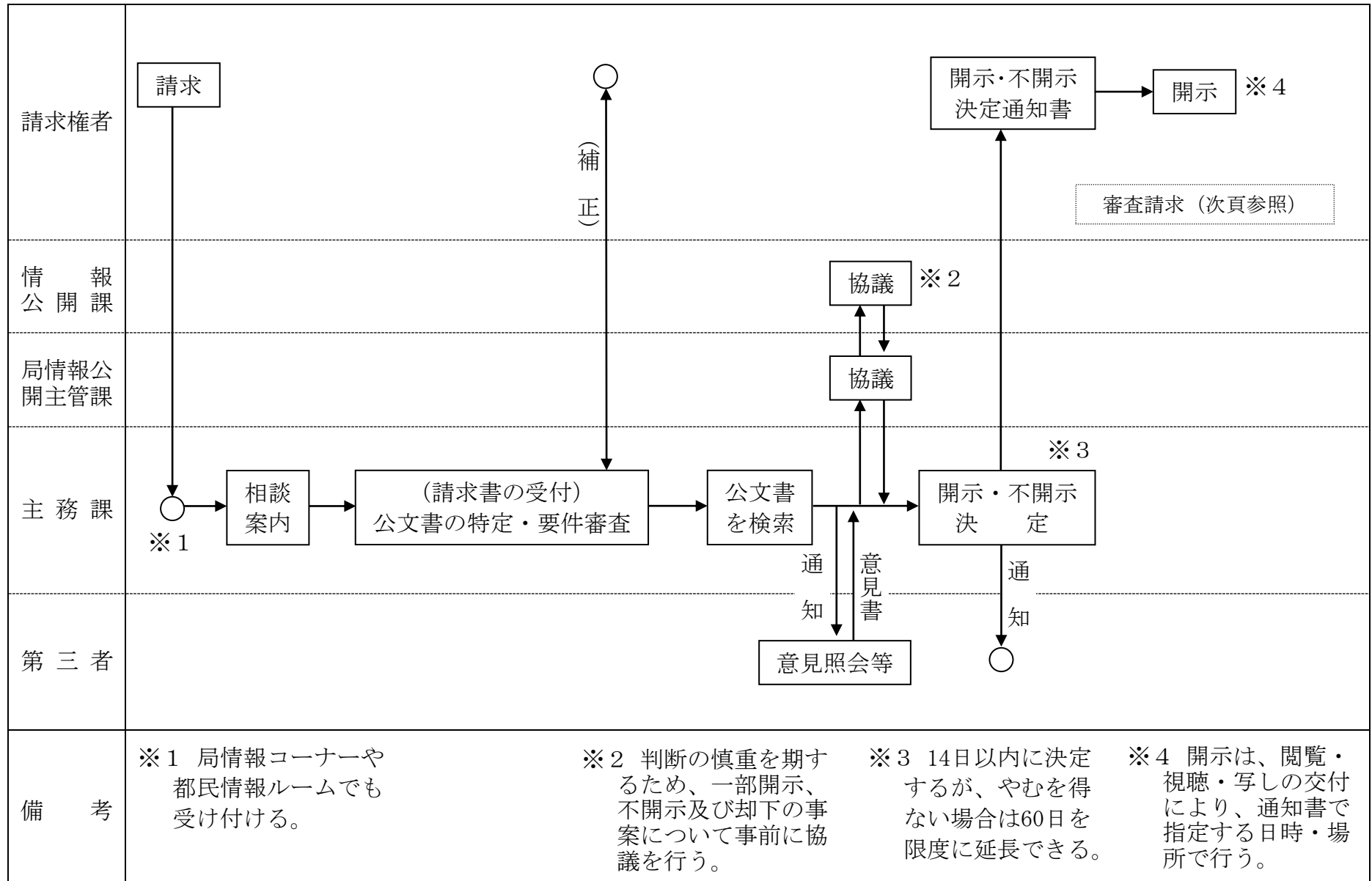
- 平成17年1月 上記一部改正条例の一部（地方労働委員会を労働委員会に改めること）が施行される。
- 平成17年4月 上記一部改正条例のうち施行されていない部分が施行される。
- 平成19年7月 郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行に伴い日本郵政公社が解散となるため、関連する規定を整備することを内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成19年第2回東京都議会定例会において可決される。
- 平成19年10月 上記一部改正条例が施行される。
- 平成27年4月 独立行政法人制度改革に伴い、東京都情報公開条例の一部を改正する条例が施行される。
- 平成27年12月 東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第140号）の制定を踏まえ、非開示情報に特定個人情報を加えるとともに、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、関連する規定を整備することを内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成27年第4回東京都議会定例会において可決される。
- 平成28年1月 上記一部改正条例の一部（非開示情報に特定個人情報を加えること）が施行される。
- 平成28年4月 上記一部改正条例のうち施行されていない部分が施行される。
- 平成29年6月 第68回東京都情報公開・個人情報保護審議会での「情報公開の新たな取組」の答申を受けて、情報公開を推進し、都政の透明性をより一層高めるため、東京都情報公開条例の一部を改正する条例が平成29年第2回東京都議会定例会において可決される。

【改正内容】(1)閲覧（視聴）手数料の廃止等、開示手数料の額の改定、(2)情報通信技術を積極的に活用した都民への情報提供、(3)積極的な行政情報の公表・提供 (4)公文書開

示請求を理由記載なく「何人も」請求できることとする
等

- 平成29年 7月 上記一部改正条例が施行される。
- 平成31年 3月 工業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正により規程整備を図るため、東京都情報公開条例の一部を改正する条例が、平成31年第1回東京都議会において可決される。
- 令和元年 7月 上記一部改正条例が施行される。
- 令和元年 9月 東京都公文書等の管理に関する条例（平成29年東京都条例第39号）の改正に伴い、条例の適用を除外する公文書について、特定歴史公文書等を条文に明記することを内容とする東京都情報公開条例の一部を改正する条例が、令和元年第3回東京都議会定例会において可決される。
- 令和2年 4月 上記一部改正条例が施行される。
- 令和3年 9月 デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）の施行による規定整備を図るため、東京都情報公開条例の一部を改正する条例が、令和3年第3回東京都議会定例会において可決される。
- 令和3年10月 上記一部改正条例が施行される。
- 令和4年12月 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正等（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の新設、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）及び東京都特定個人情報の保護に関する条例（平成27年東京都条例第141号）の廃止等）を踏まえ、規定を整備するため、東京都情報公開条例の一部を改正する条例が、令和4年第4回東京都議会定例会において可決される。
- 令和5年 4月 上記一部改正条例が施行される。

5 請求から開示までの事務の流れ（請求者が主務課に来庁した場合）



6 審査請求があった場合の事務の流れ（知事宛て審査請求の場合）

